

## 美浜町都市公園内における飲食物販売出店事業者募集要領

### 1 目的

美浜町都市公園の賑わいの創出、魅力の向上および公園利用者の利便性の向上を図るため、飲食物の販売を行う出店事業者を募集します。

### 2 適用範囲

本募集要領は、美浜町都市公園内の一部スペースを使用し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に規定する飲食店、売店等の便益施設としての移動販売車、工作物等による対面式での販売をしようとする者に適用します。ただし、イベントや地域の行事等に伴う出店事業者を除きます。

### 3 販売可能品目

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、保健所より許可を得ている飲食物とします。

### 4 出店場所

出店場所は次のとおりとし、1出店事業者につき、各公園で1日、1か所までとします。

#### (1) 美浜町総合公園

所在地：知多郡美浜町大字北方字十二谷1番地2

※公園内の設置場所については、事前に町長（以下「公園管理者」という。）と協議のうえ、指定した場所とします。

#### (2) 美浜町運動公園

所在地：知多郡美浜町大字奥田字奥田前1番地1

※公園内の設置場所については交流広場のうち、公園管理者が指定する場所とします。（指定箇所区域図参照）

### 5 出店可能日時

出店可能日時は、搬入（準備）および搬出（片付け・撤去）を含め午前7時から午後9時までの全日とします。

ただし、次に掲げる場合は、出店不可日を設定または出店可能時間を変更する場合があります。

#### (1) 出店不可日を設定する場合

ア 都市公園内において大規模なイベントや地域の行事等が開催される時。

イ 都市公園の管理上、必要があると認めたとき。

ウ その他やむを得ない事情が生じたとき。

#### (2) 出店可能時間を変更する場合

ア 事前に公園管理者と協議のうえ、必要があると認めたとき。

イ 都市公園の管理上、必要があると認めたとき。

ウ その他やむを得ない事情が生じたとき。

### 6 出店事業者の資格等

#### (1) 出店事業者の資格

出店事業者は、次に掲げる条件を全て満たしている個人、法人または任意団体およびその代表者であること。

ア 食品衛生法に基づく、町内にて有効な食品営業に係る営業許可を有しており、出

店期間において営業許可証の期限が有効であること。

イ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有していること。

ウ 保健所の指導に従い、適切な衛生管理、調理、加工等ができる者であること。

エ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入していること。

オ 次の（ア）から（ノ）のいずれも該当する者でないこと。ただし、（キ）から（ス）にあっては、法人および任意団体の社員、職員等においてもそのいずれも該当する者でないこと。

（ア） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（イ） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

（ウ） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

（エ） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

（オ） 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

（カ） 銀行取引停止処分がなされている者

（キ） 美浜町暴力団排除条例（平成 23 年美浜町条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（ク） 暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（ケ） 暴力団もしくは暴力団員の利益となる活動等を行う者またはそれらの協力者

（コ） 暴力団または暴力団員を利用している者

（サ） 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（シ） 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係もしくは社会的に非難されるべき関係を有している者またはそのおそれがある者

（ス） 前記（キ）から（シ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（セ） 無差別大量殺人行為を行った団体等の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体およびその代表者、主宰者またはその構成員ならびにそれらの協力者

（ソ） 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者

（タ） 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人および未成年者）

（チ） 破産者であって、復権していない者

（ツ） 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

（テ） 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者および有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者

（ト） 出店事業者の登録の申請日から過去 1 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

- (ナ) 政治性および宗教性のある者
- (ニ) 公序良俗に反する者および各種法令等に違反している者
- (ヌ) 都市公園の円滑な運営に支障をきたす者またはそのおそれがある者
- (ネ) 国税および地方税を滞納している者
- (ノ) その他適当でないと公園管理者が認める者

カ 移動販売車の所有権を有しているまたは移動販売車がリース車の場合は、自動車検査証（車検証）の使用者と営業許可証の名義が同一であること。

キ その他実施に当たり、法令等により必要となる許可、資格等を有していること。

## (2) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、出店事業者の資格を喪失する場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 出店事業者の登録の審査後に、資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ウ 公園利用者および他の出店事業者の妨げとなる行為を行うなど、出店事業者として不適当であると認められる場合
- エ その他本募集要領に違反すると認められる場合

## 7 出店の手続き

出店を希望する事業者は、以下の手続きを行ってください。

【①出店事業者登録の申請 → ②審査および登録の承認 → ③出店許可の申請 → ④出店の許可 → ⑤使用料の納付（必要な場合に限る） → ⑥出店】

### (1) 出店事業者登録の申請

出店を希望する事業者は、以下のとおり出店事業者の登録を行ってください。

登録期間は、登録を行う当該年度の4月1日（当該年度中に登録を行う場合は、その登録が承認された日）から翌年3月31日まで（単年度）となります。

- ア 提出書類
  - (ア) 飲食物販売出店事業者登録申請書（新規）（様式第1号）
  - (イ) 食品営業許可証の写し
  - (ウ) 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し
  - (エ) 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し
  - (オ) 誓約書（様式第2号）
  - (カ) 国税および地方税に滞納がないことを証明する書類  
（納税証明書等。写しでも可。提出日から3か月以内に発行されたものに限る。）
  - (キ) 自動車検査証（車検証）の写し（移動販売車の場合に限る）
  - (ク) 以下の要件を全て満たした店舗の写真画像
    - ・ナンバープレートが確認できるもの（移動販売車の場合に限る）
    - ・販売（開店）時の車両、工作物等の最大幅、最大長さ、最大高さを記入したもの
    - ・販売（開店）時の状態（レイアウト）がわかるもの
  - (ケ) 店舗名、メニュー等（品目、価格、特徴があればその内容等）がわかるもの
  - (コ) その他実施に当たり、法令等により必要となる許可、資格等の証明書の写し
  - (サ) その他公園管理者が必要と認める書類
- イ 提出方法 電子メール、郵送または持参

- ウ 提出先 次のいずれかの提出先に提出してください。
- (ア) 美浜町総合公園  
〒470-2403  
愛知県知多郡美浜町大字北方字十二谷1番地2  
美浜町教育委員会生涯学習課スポーツ係  
(美浜町総合公園体育館内)  
E-mail: gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp  
(持参の場合は、美浜町総合公園体育館の開館日の開館時間内に持参してください。)
- (イ) 美浜町運動公園  
〒470-3233  
愛知県知多郡美浜町大字奥田字奥田前1番地1  
美浜町教育委員会生涯学習課運動公園係  
(美浜町運動公園陸上競技場内)  
E-mail: gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp  
(持参の場合は、美浜町運動公園陸上競技場の開場日の開場時間内に持参してください。)
- エ 提出期間 施設管理者が指定した日から登録を行う当該年度の3月20日まで
- オ 注意事項
- (ア) 登録に係る提出書類の提出のみでは出店の手続き完了となりませんので、ご注意ください。
- (イ) 登録に係る提出書類に記載されている情報について、所轄警察署長に提供し、上記「6(1)オ」の条件に該当するか否かについての照会を行う場合があります。
- (ウ) 登録に係る提出書類を提出する時点で出店可能期間が各種証明書等の有効期限内でない場合は、更新または申請手続中であることがわかる書類等を提出してください。また、有効期限内の各種証明書を取得した後、速やかにその写しを提出してください。
- (エ) 各種証明書等の有効期限が当該年度の途中で切れる場合は、新たな有効期限の各種証明書を取得した後、速やかにその写しを提出してください。
- (オ) 提出書類に変更が生じた場合は、飲食物販売出店事業者登録申請書(変更)(様式第1号)を提出してください。
- (カ) 翌年度も継続して登録を行う場合は、上記「7(1)アからエ」の方法に準じて飲食物販売出店事業者登録申請書(継続)(様式第1号)を提出してください。
- (キ) 登録を取りやめる場合は、速やかにその旨を提出先に届け出てください。
- (ク) 申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は返却いたしません。

(2) 審査および承認

提出された書類等を基に審査を行い、出店事業者として適当であると認めるときは登録を承認します。

出店事業者の登録を承認された出店事業者に対して、飲食物販売出店事業者登録承認通知書(様式第3号)を交付し通知します。

(3) 出店許可の申請（都市公園使用許可申請書等の提出）

登録の承認を受けた出店事業者は、以下のとおり出店許可の申請（都市公園使用許可申請書等の提出）を行ってください。

- |        |   |
|--------|---|
| ア 提出書類 | (ア) 都市公園使用許可申請書（様式第1号（第2条関係））<br>(イ) その他公園管理者が必要と認める書類  |
| イ 提出方法 | 上記「7（1）イ」と同じ  |
| ウ 提出先  | 上記「7（1）ウ」と同じ  |
| エ 提出期間 | 出店事業者の登録の承認を受けた日から出店しようとする日の前日（前日が提出先の施設の休業日の場合はその前日）まで   |
| オ 注意事項 | (ア) 申請する前に、事前に出店不可日と出店場所（スペース）を必ず確認してください。<br>(イ) 以下の内容については、事前に公園管理者と協議したうえで申請してください。<br>・美浜町総合公園内の設置場所<br>・出店可能時間の変更<br>(ウ) 申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は返却いたしません。 |

(4) 出店の許可（都市公園使用許可書の交付）

提出された書類等を確認し、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認めたときは、原則、出店許可の申請の先着順により出店（使用）を許可します。

ただし、より多くの出店事業者への出店機会の提供および販売品目の種類の多様化による公園利用者の利便性向上の観点から、必要な範囲で調整を行う場合があります。

出店を許可された出店事業者に対して、都市公園使用許可書（様式第1号（第2条関係））を交付します。

(5) 使用料の納付

出店の許可を受けた出店事業者は、「8 使用料等」に記載のとおり、使用料を納付してください。

## 8 使用料等

- |          |  |   |
|----------|--|---|
| (1) 使用料  | ア 移動販売車での出店の場合                                       | 1台1日につき 500円                                    |
|          | イ 工作物設置での出店の場合                                       | 1平方メートル1日につき 25円                                |
|          | ウ 美浜町運動公園での美浜町内業者の出店については移動販売車、工作物設置ともに公園管理者の特例により無料 |   |
| (2) 納付方法 | ア 納入書の場合   | ・納入書に必要事項を記入の上、納入書に記載の本町指定金融機関等にて振込により納入してください。 |
|          | イ 窓口の場合  | ・出店許可申請の書類を提出した窓口（上記「7（1）ウ」）にて納入してください。         |
| (3) 納付期限 | ア 納入書の場合   | ・出店しようとする日以前の直近の平日まで（納入の確認に時間を要するため）            |
|          | イ 窓口の場合  | ・出店しようとする日（出店しようとする日が納入先の施設の休業日の場合はその前日）まで      |

- (4) 注意事項    ア 出店しようとする日までに納入が確認できない場合は、出店の許可（都市公園使用許可）を取り消します。（出店を認めません。）  
                  イ 既納の使用料は、還付しません。ただし、公園管理者が特に必要と認めた場合（例：天災等）は、還付する場合があります。  
                  ウ 納入に要する費用（振込手数料等）は、全て納入者の負担とします。

## 9 搬入および搬出

- (1) 搬入および搬出は、許可を受けた出店事業者が行ってください。  
(2) 搬入および搬出は、許可を受けた出店時間内に行ってください。  
(3) 移動販売車で公園内を走行するときは、他の公園利用者の安全を最優先とし、ハザードランプを点灯させ、10km/h以下で走行してください。  
(4) 移動販売車で公園内の芝生に乗り入れないでください。  
(5) 公園内の車止めを外した場合は、必ず元に戻してください。  
(6) 完売等により、許可を受けた出店終了時間よりも著しく早い時間に搬出を希望する場合は、公園管理者に相談のうえ、指示を受けてください。  
(7) 移動販売車の走行により、公園内の施設等（舗装、植栽、設備等）を損傷または汚損することのないようにしてください。  
                  また、損傷または汚損した場合は、速やかに公園管理者へ報告するとともに、原状回復に係る費用等を全て負担していただきます。  
(8) 搬入および搬出に係る費用は、全て出店事業者の負担とします。

## 10 許可の条件

次に掲げる条件を遵守の上、出店してください。

- (1) 許可を受けた出店場所および設置場所以外の場所で出店しないこと。  
(2) 出店事業者登録の申請時に申請した販売品目以外は販売しないこと。  
(3) 出店日当日は都市公園使用許可書および使用料の納入が確認できる書類（領収書等）を常に携帯し、公園管理者より確認を求められたときは速やかに提示すること。  
(4) 出店中は、見える場所に食品営業許可証および食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有する者の氏名を必ず掲示すること。  
(5) 出店に必要な電気、水、排水設備等は、全て出店者で用意すること。（公園の電気設備および給排水設備は使用しないこと。）  
                  また、発電機等を使用する場合は、低公害および低騒音のものを使用するとともに、コード等に養生を施したうえで設置するなど事故防止のための必要な対策を講じ、安全に万全を期すこと。  
(6) 火気を使用する場合は、消火器等の消火器具を必ず設置すること。  
(7) 公園利用者が滞在できるようなテント、椅子、テーブル等を設置する場合は、次に掲げる事項を遵守し、出店事業者の責任と負担において安全に万全を期したうえで設置すること。  
                  ア 許可を受けた出店場所および設置場所の区域内に設置すること。  
                  イ 事故防止のための必要な対策を講じること。  
                  ウ 設置した後も設置状態に問題がないかを定期的に確認すること。  
(8) 移動販売車を移動するとき以外は、車両のエンジンを停止させること。（エンジンと電気系統が連動している場合は、事前に公園管理者と協議すること。）  
(9) 販売価格は市場価格を基準とし、社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。  
(10) 熱い飲料等を提供する場合は、蓋が付いた容器等で提供すること。

- (11) 食物アレルギー表示については、出店事業者の判断により消費者への配慮を行うこと。
- (12) 店舗の直近の見やすい場所にごみ箱を必ず設置し、出店事業者の責任と負担においてごみ箱で回収した全てのごみを持ち帰り、適正に処分すること。また、調理等において発生したごみについても、同様とする。
- (13) 飲食物の残り汁、調理等において発生した排水、油等の液体類は、公園内の設備には流さず、排水タンク、廃油タンク等を用意するなどして、出店事業者の責任と負担において全て持ち帰り、適正に処分すること。
- (14) 店舗およびその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (15) 公園利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に気分を朗らかに保つなど良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (16) 食品衛生法その他関係法令等を遵守するとともに、衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (17) 食品等取扱者の検温、体調管理、こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、マスクの着用、調理等に使用する器具等々の清掃、消毒等、食中毒予防および感染症予防のための必要な対策を必ず実施し、安全に万全を期すこと。また、保健所による改善指導を行う場合がある。
- (18) 出店中は公園利用者や近隣への騒音等に十分配慮し、音響設備、拡声器等の騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (19) 出店終了後は、出店事業者の責任と負担において設置場所およびその周辺清掃を行い、設置場所を現状に回復すること（設置前と同じ状況へ戻すこと）。
- (20) 出店に要する資材等に係る費用は、全て出店事業者の負担とする。また、公園を損傷または汚損するおそれのある資材等の使用を希望する場合は、事前に公園管理者と協議すること。
- (21) 出店に際し、出店場所および設置場所を損傷または汚損しないこと。また、損傷または汚損した場合は、速やかに公園管理者へ報告するとともに、全て出店事業者の責任と負担において速やかに現状に回復すること。
- (22) 出店に係る事故、苦情、トラブル、問い合わせ等（以下「事故等」という。）については、出店事業者がその一切の責任を負うものとし、迅速、誠実かつ適切に対応するとともに、出店事業者と公園利用者との当事者間で解決すること。  
これに関連し、事故等について公園利用者から公園管理者へ問い合わせがあった場合は、必要に応じて出店事業者の連絡先を公園利用者へ伝える場合がある。  
また、事故等および不測の事態が発生した場合は、速やかに公園管理者へ報告すること。
- (23) 出店に係る権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。（委託等により出店する場合も含む。）
- (24) 許可を受けた出店（使用）の目的とは関係のない広告等を掲示しないこと。
- (25) 過度な客引きは行わないこと。
- (26) 政治的または宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。
- (27) 公園管理者がアンケート調査を実施する場合は、協力すること。
- (28) その他公園管理者の指示に従うこと。

## 11 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、出店（使用）の許可を取り消す場合があります。また、許可の取り消しにより出店事業者に損害が生じた場合は、公園管理者は一切その責を負いません。

許可の取り消しを受けた場合は、出店事業者の責任と負担において、公園管理者が指定する期日までに設置場所を現状に回復してください。（設置前と同じ状況へ戻してください。）

- (1) 出店事業者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合
  - イ 使用料を滞納した場合
  - ウ 許可の条件に違反している事実が発覚した場合
  - エ 公序良俗に反する行為を行った場合
  - オ 公園利用者または他の出店事業者の妨げとなる行為を行った場合
  - カ 許可の取り消しを申請した場合
  - キ その他本募集要領に違反すると認められる場合
- (2) 出店を不適当と公園管理者が判断した場合
- (3) 都市公園内における大規模なイベントや地域の行事等の開催により、出店することが困難であると公園管理者が判断した場合
- (4) 都市公園内の緊急の工事等により、出店に支障があると公園管理者が認めた場合
- (5) 都市公園の管理上、必要があると公園管理者が認めた場合
- (6) その他やむを得ない事情が生じた場合

## 12 出店の中止

- (1) 雨天等により出店を中止する場合は、公園管理者に事前に必ず連絡してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、出店の中止を命ずる場合があります。それにより出店業者に損害が生じた場合は、公園管理者は一切その責を負いません。
  - ア 地震、津波等の天災、火災、洪水、疾病、騒乱、暴動、警報発令時または偶発的事象によるものである場合
  - イ 気象または地震に関する情報が発令されたときにおいて、必要があると公園管理者が判断した場合
  - ウ 強風等の悪天候により事故等の発生のおそれがあると認められる場合
  - エ 出店を不適当と公園管理者が判断した場合
  - オ 都市公園の管理上、必要があると公園管理者が認めた場合
  - カ その他やむを得ない事情が生じた場合

## 13 損害賠償

- (1) 出店事業者は、その責めに帰すべき事由により公園施設の全部または一部を滅失または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 出店事業者は、出店場所および設置場所の使用に当たり、公園管理者または第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 出店に当たり、出店事業者または出店事業者の従業員に損害が生じた場合は、公園管理者は一切その責めを負いません。

## 14 注意事項

- (1) 法令等が定める申請、届出等および必要な資格者の設置は、出店事業者の責任と負担において行ってください。
- (2) 出店に係る一切の費用（申請および使用料の納付に要する費用を含む。）は、全て出店事業者の負担とします。
- (3) 出店に係る備品等の維持管理、防犯対策等は、出店事業者の責任において行うこととし、公園管理者は一切の責任を負いません。

- (4) 出店場所および設置場所を含め、公園内は禁煙です。
- (5) 出店に際し、公園利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮してください。

## 15 その他

- (1) 本募集要領に定めるもののほか必要な事項は、公園管理者が別に定めるものとします。
- (2) 本募集要領に定めのない事項が生じた場合は、関係法令等に定めるところによるもののほか、公園管理者と出店事業者が協議して決定するものとします。
- (3) 本募集要領を予告なく変更、改定または廃止する場合があります。

## 16 問い合わせ先

- (1) 出店に関すること（美浜町総合公園）  
美浜町教育委員会生涯学習課スポーツ係  
（美浜町総合公園体育館内）  
〒470-2403  
愛知県知多郡美浜町大字北方字十二谷1番地2  
TEL：0569-82-5200  
FAX：0569-82-5201  
E-mail：gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp
- (2) 出店に関すること（美浜町運動公園）  
美浜町教育委員会生涯学習課運動公園係  
（美浜町運動公園陸上競技場内）  
〒470-3233  
愛知県知多郡美浜町大字奥田字奥田前1番地1  
TEL：0569-87-3300  
FAX：0569-87-3303  
E-mail：gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp
- (3) 都市公園の管理に関すること  
美浜町役場産業建設部建設課都市計画係  
〒470-2492  
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地  
TEL：0569-82-1111（内線245）  
FAX：0569-82-1208  
E-mail：kensetsu@town.aichi-mihama.lg.jp